

特別養護老人ホーム 井高野園

短期入所生活介護

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(大阪市指定 第2773000266号)

当事業所は、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも、サービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 苦情の受付について（契約書第22条参照）	6
6. 非常災害時の対策.....	6
7. 協力医療機関等	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 井高野福祉会
(2) 法人所在地 大阪府大阪市東淀川区井高野 3 丁目 8 番 1 7 号
(3) 電話番号 0 6 - 6 3 4 9 - 3 4 1 7
(4) 代表者氏名 理事長 村上 圭子
(5) 設立年月 昭和 3 5 年 1 0 月 1 4 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所
(平成 1 1 年 1 2 月 2 4 日指定 大阪府指定 第 2 7 7 3 0 0 0 2 6 6 号)
※当事業所は特別養護老人ホーム井高野園に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、要介護状態となったご利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援します。また介護者の介護負担の軽減にも資することを目的として、短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 井高野園
(4) 事業所の所在地 大阪府大阪市東淀川区井高野 3 丁目 1 番 58 号
(5) 電話番号 0 6 - 6 3 4 9 - 3 4 1 7
(6) 管理者氏名 長谷川 博
(7) 当事業所の運営方針
- ① ご利用者がその有する能力に応じて、可能なかぎり自立した日常生活を営むことができるようになることを目指します。
 - ② ご利用者の意思および人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、短期入所生活介護サービスの提供につとめます。
 - ③ 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。
 - ④ 施設職員は、ご利用者の尊厳を守り、ご家族等との信頼関係を大切に、公正かつ誠実に業務を行います。また、継続的な研修を受講し、介護技術及び専門知識の向上に努めます。
- (8) 開設年月 昭和 6 0 年 4 月 1 日
(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	午前 9 時～午後 5 時

- (10) 利用定員 8 人

- (11) 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域は、大阪市東淀川区、吹田市内、摂津市内とする。

- (12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として 4 人部屋ですが、個室など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室 (1 人部屋)	2 室	

2人部屋	1室	
4人部屋	26室	
合 計	29室	
食 堂	3室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器]肩関節輪転機、壁面用助木、上下肢用滑車、ローリングベッド、バックメル、マイクロサーミー
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	35名	33名
3. 生活相談員	2名	2名
4. 看護職員	3名	3名
5. 機能訓練指導員	1名	必要数
6. 介護支援専門員	3名	1名
7. 医師	1名	必要数
8. 栄養士	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週、火曜日・木曜日・土曜日 13：30～16：30 1名
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 7：30～16：30 3名 日勤： 9：00～18：00 3名 遅出：10：00～19：00 9名 夜勤：16：30～10：00 4名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤： 9：00～18：00 2名 遅出：10：00～19：00 2名
4. 機能訓練指導員	毎週、火曜日・金曜日・土曜日 14：00～16：00 1名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを基本としています。

（食事時間）

朝食： 7：30～ 8：30

昼食： 12：00～13：00

夕食： 17：30～18：30

②入浴

- ・入浴または清拭を週2回行います。
- ・寝たきりの方でも、機械浴槽やリフト浴を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他、自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)>（契約書第8条参照）

別添えの料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と「介護保険負担限度額」に基づく居住費および食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第８条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食費

ご利用者に提供する食事の材料にかかる費用です。（消費税非課税）

料金：１日あたり１５４５円（朝２５８円 昼６１５円 夕６１５円 おやつ５７円）

②滞在に要する費用（居住費）

料金：１日あたり９１５円（多床室）（消費税非課税）※別紙料金表を参照

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

１枚につき １０円（別途消費税要）

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただくことがあります。（別途消費税要）

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う１か月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第８条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、原則としてサービス利用開始時に、ご利用期間分の合計金額をお支払いいただきます。

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第９条参照）

○利用予定期間の前に、ご利用者等の都合により、短期入所生活介護サービスおよび介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の１０％ （自己負担相当額）

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者等の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者等に提示して協議します。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所では、ご利用者及びご家族等からのご意見、ご要望を適切に受け止め、迅速かつ誠実に対応します。苦情受付担当者及び苦情解決責任者を配置し、公正な立場で問題解決に努めます。また、苦情を申し出たことを理由として、ご利用者の不利益になるようなことはありません。

○苦情受付窓口（担当者） 介護支援専門員もしくは生活相談員

○連絡先 06-6349-3417

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 10:00～17:00

また、苦情受付ボックスを事務室の窓口に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

東淀川区役所 保健福祉センター 地域保健福祉担当（介護保険）	所在地 大阪市東淀川区豊新2-1-4 電話番号06-4809-9859・FAX06-6327-1920 受付時間 午前9時～午後5時30分
区役所・市役所	所在地 市 電話番号 受付時間
大阪府 国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常盤町1-3-8 中央大通り FN ビル内 電話番号06-6949-5418 受付時間 午前9時～午後5時
大阪市 福祉局 高齢者施策部 介護保険課 指定指導グループ	所在地 大阪府中央区船場中央3-1-7-331 （船場センタービル 7号館 3階） 電話番号06-6241-6310・FAX06-6241-6608 受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日除く）

6. 非常災害時の対策

火災、地震、風水害その他の災害に備えて、消防計画及び非常災害時の対応計画を作成し、防火管理者または火気・消防などについての責任者を定め、避難・救出・夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回、定期的実施するとともに、地域及び関係機関との連携に努めます。

7. 協力医療機関等

事業所は、入院および治療を必要とするご利用者のために、あらかじめ協力病院を定めています。

協力医療機関名称 所在地および電話番号	医療法人医誠会 医誠会国際総合病院
	大阪市北区南扇町4丁目14番
	0570-099166
	くろだ歯科
	大阪市東淀川区東淡路5丁目16番8号
	06-6323-8211

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護事業所

特別養護老人ホーム 井高野園

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階
- (2) 建物の延べ床面積 3383.64㎡
- (3) 事業所の周辺環境 騒音なし、日当たり良好、保育園隣接

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員…ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名のご利用者に対して1名の介護・看護職員を配置しています。

生活相談員…ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。

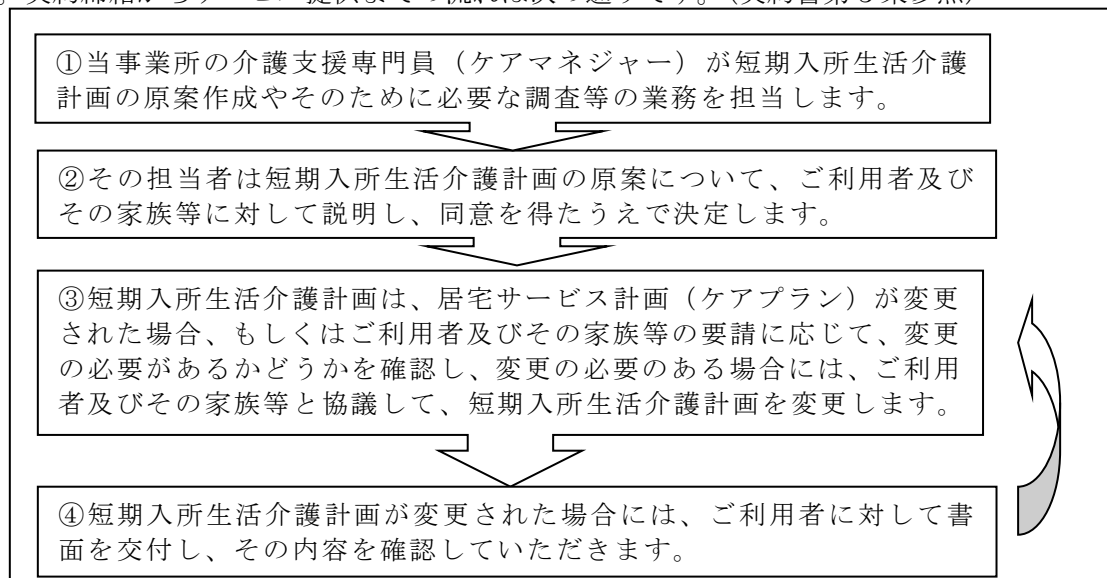
看護職員… 主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。4名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員… ご利用者の機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員を配置しています。

医師… ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1名の医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」その内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、その完結の日から2年間保

管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

④ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、ご利用者又は他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑤ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

刃物類、酒類、動物など

（２）施設・設備の使用上の注意（契約書第 13 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（３）喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 事故発生時の対応

ご利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を行っているときに事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者の家族、居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

東淀川区役所 保健福祉センター 地域保健福祉担当（介護保険）	所在地 大阪市東淀川区豊新 2-1-4 電話番号 06-4809-9859・FAX 06-6327-1920 受付時間 午前 9 時～午後 5 時 30 分
区役所・市役所	所在地 市 電話番号 受付時間 ・FAX
ご家族等の連絡先	氏名 住所

	電話番号
居宅介護支援事業者の連絡先	事業者名 住所 電話番号

7. 損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償の額を減じる場合があります。

8. 身体拘束等の適正化について

当事業所は、ご利用者の尊厳を保持し、自立した日常生活を支援するため、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は原則として行いません。ただし、ご利用者又はほかのご利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、法令で定める要件を満たした場合に限り実施します。その際は、切迫性、非代替性、一時性の要件を満たすことを確認し、実施内容及び理由を記録するとともに、ご本人又はご家族等へ十分に説明します。また、身体拘束等の適正化のため、①委員会の開催②指針の整備③研修の実施を行い、身体拘束の廃止に継続的に取り組みます。

9. 虐待の防止について

当事業所は、ご利用者の人格及び尊厳を守り、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果を職員へ周知徹底します。
 - ②虐待防止のための指針を整備します。
 - ③職員に対し、虐待防止に関する研修を定期的に行います。
 - ④虐待防止に関する担当者を配置します。
- 虐待を疑われる事案を把握した場合は、適切に対応し、利用者の権利擁護に努めます。

10. 感染症の予防及びまん延防止について

当事業所は、感染症の発生及びまん延を防止するため、次の措置を講じます。

- ①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に行います。
- ②感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③職員に対し、感染症に関する研修及び訓練（シミュレーション）を定期的に行います。
- ④関係機関と連携し、感染症発生時には適切な対応に努めます。

11. 業務継続計画（BCP）について

当事業所は、感染症や自然災害等が発生した場合においても、必要な介護サービスを継続的に提供できるよう業務継続計画（BCP）を策定しています。業務継続計画に基づき、必要な研修、定期的な訓練、計画の見直しを実施し、ご利用者の生活の継続及び安全の確保に努めます。

12. ハラスメント防止について

当事業所では、ご利用者、ご家族及び職員が互いの人格及び人権を尊重し、安心してサービスを提供・利用できる環境づくり努めています。ご利用者又はご家族等から、職員に対する暴力、暴言、威嚇、脅迫、誹謗中傷、セクシュアルハラスメント、継続的な迷惑行為、社会通念上相当な範囲を超える要求等が認められた場合には、事実確認を行ったうえで、管理者による対応、関係機関への相談その他必要な措置を講じることがあります。これらの行為により、安全かつ適切なサービス提供方法の見直し又は契約終了について協議させていただくことがあります。

13. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第17条参照）

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第18条、第19条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第20条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な

事情を生じさせた場合

- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第17条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

当事業所では、第三者評価の実施は行っておりません。